



# お知らせ版

発行/京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>  
編集/企画情報課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール [kikaku30@town.kyotamba.kyoto.jp](mailto:kikaku30@town.kyotamba.kyoto.jp)

## 案内

### 行政改革推進委員会の委員を募集します

京丹波町では、行政改革を進めるための指針と  
なる大綱の策定、推進について審議していただくため、  
京丹波町行政改革推進委員を募集します。

人数 若干名  
任期 2年  
報酬 月額6,000円(町条例の規定による。)

委員構成  
公募による委員のほか、議会などの代表委員、  
学識経験者などで構成します。

募集期間 5月17日(木)～5月31日(木)必着

#### 応募資格

- ①町内在住の20歳以上60歳以下の方
- ②平日の昼間または夜間に開催する会議に参加できる方
- ③本町の他の審議会などの委員でない方
- ④本町職員および議会議員でない方

#### 応募方法

A4判の用紙(様式は自由)に次の事項を  
もれなく記載し、持参、郵送または電子メールの  
いずれかの方法により提出してください。

【記載事項】①住所 ②氏名(ふりがな) ③性別  
④年齢 ⑤電話番号 ⑥職業・勤務先  
⑦応募の動機(400字程度)

※ 応募用紙は町ホームページからも入手でき  
ます。(http://www.town.kyotamba.kyoto.jp)

#### 提出先

持参の場合は、総務課または各支所(地域総務  
室)へ。郵送、電子メールの場合は、下記へ提出  
してください。

※ 公募により収集した個人情報は、目的以外  
に使用しません。

〒622-0292(住所不要)京丹波町総務課  
[somu20@town.kyotamba.kyoto.jp](mailto:somu20@town.kyotamba.kyoto.jp)

【問】総務課 82-3800

### 道路整備中期計画作成に向け のアンケートにご協力を

国土交通省道路局では、平成19年4月2日  
から、今後の道路政策についてのアンケート調  
査を行っています。

このアンケート調査は、「道路特定財源に關  
する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)  
に基づいて、今後の具体的な道路整備の姿を示  
す中期計画作成にあたって、国民の皆様の  
ご意見をうかがうことを目的に実施している  
ものです。皆様の積極的なご意見をお待ちして  
います。

#### アンケート用紙設置場所

役場本庁、瑞穂支所、和知支所、道の駅「丹  
波マーケス」、道の駅「瑞穂の里・さらびき」、  
道の駅「和」

調査期間 7月31日(火)まで(必着)

〒100-8782東京都中央郵便局

私書箱第224号

国土交通省道路局 中期計画作成担当

【問】土木建築課 82-3806

### 公共料金等審議会の委員を 募集します

京丹波町では、住民生活に密着した公共料金な  
どの適正な額について審議いただくため、京丹波  
町公共料金等審議会の委員を募集します。

人数 若干名  
任期 2年  
報酬 月額6,000円(町条例の規定による。)

#### 委員構成

公募による委員のほか、議会などの代表委員、  
学識経験者などで構成します。

募集期間 5月17日(木)～31日(木)必着

#### 応募資格

- ①町内在住の20歳以上60歳以下の方
- ②平日の昼間または夜間に開催する会議に参加できる方
- ③本町の他の審議会などの委員でない方
- ④本町職員および議会議員でない方

#### 応募方法

A4判の用紙(様式は自由)に次の事項を  
もれなく記載し、持参、郵送または電子メールの  
いずれかの方法により提出してください。

【記載事項】①住所 ②氏名(ふりがな) ③性別  
④年齢 ⑤電話番号 ⑥職業・勤務先  
⑦応募の動機(400字程度)

※ 応募用紙は町ホームページからも入手でき  
ます。(http://www.town.kyotamba.kyoto.jp)

#### 提出先

持参の場合は、総務課または各支所(地域総務  
室)へ。郵送、電子メールの場合は、下記へ提出  
してください。

※ 公募により収集した個人情報は、目的以外  
に使用しません。

〒622-0292(住所不要)京丹波町総務課  
[somu20@town.kyotamba.kyoto.jp](mailto:somu20@town.kyotamba.kyoto.jp)

【問】総務課 82-3800

### ふないサロンで学びませんか

ふない聴覚言語障害センターでは、耳が聞こ  
えにくくなってきた方、耳が聞こえない方のお  
手伝いをしています。

同センターでは、事務所を開放して、耳が不  
自由な高齢者や難聴者、聴覚障害者のコミュニ  
ケーション方法である「手話」や「要約筆記」  
を学びたい方に集まっていたいただき、自由に交流  
したり、学んだりできる「ふないサロン」を開  
きます。

#### 開催日

- 第1水曜 要約筆記
- 第3水曜 手話
- 第4水曜 難聴者

いずれも午前10時～午後1時

場所 ふない聴覚言語障害センター事務所  
(南丹市園部公民館2階)

電話 63-6448

【問】保健福祉課 82-1800



### 須知幼稚園未就園児開放日 開催のお知らせ

須知幼稚園では、幼稚園に就園されていない  
お子さんとその保護者の方を対象に幼稚園を開  
放しています。須知幼稚園の3歳児から5歳児  
までの子どもたちといっしょに、のびのびとし  
た環境の中で楽しく遊んでみませんか?皆さん  
お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

日時 6月1日(金)午前10時～11時

場所 須知幼稚園

対象 町内在住の幼稚園に就園されていない  
幼児とその保護者

持ち物 上靴(親子共)、着替え、その他各自  
必要なもの

※ 5月25日(金)までに、須知幼稚園へ電  
話でお申し込みください。

【問】須知幼稚園 82-0151

### 高等学校奨学金(低所得世帯 ・2次分)支給申請のご案内

京都府では、高校への進学を希望されている  
お子様が経済的な事情で進学を断念されること  
のないよう、高等学校奨学金支給制度を実施し  
ています。

今回の申請で対象となるのは、高等学校に就  
学されている方で、町民税が非課税の母子世帯、  
父子世帯、児童世帯、身体障害者世帯、長期療  
養者世帯となります。

なお、昨年度申請されている方も申請が必要  
です。また、京都府が実施する他の奨学金と同  
時に受給できない場合や、他にも要件がありま  
すので、詳しくは次へお問い合わせください。

【問】保健福祉課 82-1800

瑞穂地域保健福祉室 86-1800

和知地域保健福祉室 84-0049

### 5月は固定資産税の納付月です 納税はお早めに

今月は固定資産税(全納または第1期分)の  
納付月です。5月31日(木)が納期限となっ  
ていますので、お早めに納付いただきますよう  
お願いします。各税目におけるご質問など、詳  
しくは次へお尋ねください。

税務課 電話 82-3802

瑞穂支所 電話 86-1900

和知支所 電話 84-2200

#### 「夜間窓口開設について」

税などの納付が夜間でも行えるよう、本庁・  
各支所で毎月末(日、祝日除く)午後5時15  
分から午後8時まで夜間窓口を開設しています。

都合により昼間金融機関に行けない方や、納  
付についての相談のある方はご利用ください。

税務課 5月31日(木)、6月29日(金)

瑞穂支所 5月31日(木)、6月28日(木)

和知支所 5月25日(金)、6月29日(金)

【問】税務課 82-3802

今月号から紙面を拡大しました。行政からのお  
知らせや暮らしに役立つ情報を掲載し、より良い  
紙面づくりに努めていきますので、ご利用ください。



【新しい税制のスタート】

平成19年から、所得税・住民税が変わります

何がかわるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」。

税源移譲では、所得税(国税)と個人住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになり、国から地方へ3兆円規模の税源移譲が行われます。

納税額が変わるのは・・・

所得税⇒平成19年1月分から適用

個人住民税⇒平成19年6月分から適用

※ 個人住民税は、平成19年度分(平成18年所得)から適用となります。

税制改正により、平成19年度以降はこうなります

(1)個人住民税所得割の10%比例税率化

(所得税)

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円	10%	～195万円	5%
330万円～900万円	20%	195万円～330万円	10%
900万円～1,800万円	30%	330万円～695万円	20%
1,800万円～	37%	695万円～900万円	23%
		900万円～1,800万円	33%
		1,800万円～	40%

(個人住民税)

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～200万円	5%	一律	10%
200万円～700万円	10%		
700万円～	13%		

多数の人は、1月から所得税が減り、6月から減少相当分だけ個人住民税が増えることとなります。

所得税は平成19年1月分から適用

個人住民税は平成19年6月分から適用

→3段階の税率を一律10%に

(府民税 4%・町民税 6%)

※ 上記の改正は、平成19年度分所得税および平成19年度分個人住民税から適用。

(2)定率減税の廃止

平成11年度から、景気対策のために導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(平成19年4月1日施行)

平成18年

所得税:平成18年1月分から  
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

住民税:平成18年6月分から  
所得割額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



平成19年

所得税:平成19年1月分から廃止

住民税:平成19年6月分から廃止

(3) 高齢者非課税措置の廃止(町府民税のみ)

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の場合に適用される非課税措置が段階的に廃止されます。

ただし、経過措置として平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の人は、下表のとおり段階的に課税されます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割	町民税 1,000円	2,000円	3,000円
	府民税 300円	600円	1,000円
所得割	1/3課税	2/3課税	全額課税

所得税および個人住民税の改正の影響

	所得税	個人住民税
平成19年1月	定率減税の廃止 税源移譲	
6月		定率減税の廃止 税源移譲 高齢者非課税の 段階的廃止(3分の2)
平成20年6月		高齢者非課税の 段階的廃止(完全廃止)

(4)個人住民税における調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額(扶養控除など)の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額します。

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

イとロのいずれか小さい額の5%(府民税2%、町民税3%)

(イ) 人的控除額の差の合計額

(ロ) 個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

イからロを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%(府民税2%、町民税3%)

(イ) 人的控除額の差の合計額

(ロ) 個人住民税の課税所得金額から200万円を控除した金額

※ ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(5)安心・安全のための税制関係

①耐震改修促進税制の創設(固定資産税)

昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を実施した場合、固定資産税の税額を最大3年度分、2分の1減額。

②地震保険料控除の創設(個人住民税)

損害保険料控除を改組し、新たに地震保険料控除制度を創設。地震保険料の2分の1に相当する額を、上限25,000円の範囲内で所得控除する。

③住宅ローン控除(個人住民税)

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には町に申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとします。(府民税5分の2、町民税5分の3)

なお、平成20年度分から平成28年度分までの個人住民税について適用します。

個人住民税

平成18年度改正の変更点

(1)定率減税の縮減

所得割額の15%相当額(4万円を限度)から7.5%相当額(2万円を限度)に改正されました。

(2)公的年金等控除額の変更(65歳以上の人)

1,200,001円 ～3,299,999円	収入金額—1,200,000円
3,300,000円 ～4,099,999円	収入金額×0.75—375,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	収入金額×0.85—375,000円
7,700,000円～	収入金額×0.95—375,000円

※ 公的年金等による所得は雑所得として分類され、公的年金収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が、公的年金等の所得金額として課税対象となります。

(2)高齢者控除の廃止

前年の合計所得金額が、1,000万円以下の人に適用されていた高齢者控除48万円が廃止されました。なお、寡婦(寡夫)控除が適用される場合もありますのでご相談ください。

(3)65歳以上の方の非課税措置の廃止

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた高齢者非課税措置が段階的に廃止されます。

平成17年1月2日以降、65歳に達した方(昭和15年1月3日以降の生まれ)は、全額課税となります。

ただし、経過措置として平成17年1月1日現在で、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の人は、下表のとおり段階的に課税されます。

課税年度	措置内容
平成18年度	税額の3分の2を減額(1,300円)
平成19年度	税額の3分の1を減額(2,600円)
平成20年度以降	全額負担(4,000円)

(4)妻に対する均等割非課税措置の廃止

均等割を納める夫と生計を一にし、夫と同一市町村に住所を有する妻に対する均等割非課税措置が廃止され、府民税1,000円・町民税3,000円の均等割が課税されました。

モデルケース【夫婦+子供2人】

給与収入700万円(年額)

平成18年	平成19年
住民税 196,000円	住民税 293,500円
定率減税 △14,700円	定率減税 0円
所得税 263,000円	所得税 165,500円
定率減税 △26,300円	定率減税 0円
合計 418,000円	合計 459,000円

※ 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

【問】税務課 82-3802

今月の町税などの納期

5月31日(木)納期限

固定資産税(第1期)	【問】税務課82-3802
国民健康保険税(5月分)	【問】税務課82-3802
水道使用料(5月分)	【問】水道課83-9105
下水道使用料(5月分)	【問】水道課83-9105

## 各種相談・教室

### 心配ごと相談 (法律・人権・行政など)

#### 【瑞穂会場】

日時 6月11日(月)午後1時～3時  
会場 瑞穂保健福祉センター  
内容 心配ごと(人権・行政など)

#### 【和知会場】

日時 6月6日(水)午前9時～11時  
会場 和知高齢者コミュニティセンター  
内容 心配ごと(人権・行政など)

#### 【弁護士法律相談】

日時 6月11日(月)午後1時～3時30分  
会場 和知高齢者コミュニティセンター  
内容 弁護士法律相談(要予約)

※ いずれも無料です。弁護士法律相談は予約が必要ですので、社会福祉協議会和知支所へお申し込みください。

【問】社会福祉協議会(本所) 86-1440  
丹波支所 82-0126  
和知支所 84-1833

### きこえと補聴器の相談会

#### 相談内容

- ・きこえの相談・・・福祉機器、福祉制度など相談
- ・補聴器の相談・・・補聴器の調整、修理、電池交換、購入、視聴など相談
- ・聴力測定・・・予備検査程度の簡単な聴力測定

#### 対象者

南丹市、京丹波町、近隣にお住まいの難聴者・中途失聴者、そのご家族など、障害者手帳はないが、聞こえにくい方や補聴器を必要とされている方  
相談料 無料(ただし、補聴器修理費用・電池代などは実費負担です。)

会場 ふない聴覚言語障害センター事務所  
(南丹市園部公民館2階)  
電話 63-6448

開催日時/相談内容(いずれも午後1時～3時)  
6月27日(水)／補聴器相談(東神実業(株))  
7月25日(水)／補聴器相談((株)キンキ補聴器センター)

8月22日(水)／聴力測定、きこえの相談  
9月26日(水)／聴力測定、きこえの相談  
10月24日(水)／補聴器相談(東神実業(株))  
11月21日(水)／補聴器相談((株)キンキ補聴器センター)

12月26日(水)聴力測定、きこえの相談  
1月23日(水)聴力測定、きこえの相談  
2月27日(水)／補聴器相談(東神実業(株))  
3月26日(水)／補聴器相談((株)キンキ補聴器センター)

【問】保健福祉課 82-1800

### 総合相談センター 「みちしるべ」

京都司法書士会の法律相談です。  
(毎週土曜日午後1時～4時)

会場 道の駅「丹波マーカーズ」  
コミュニティホール  
瑞穂保健福祉センター

※ 毎週水曜日までに予約してください。

【問】京都司法書士会  
075-255-2566

### 障害者相談の日(6月)

「障害者生活支援センターこひつじ」の相談支援専門員が、障害のある方や保護者からの相談を受けます。お気軽にお越しください。

6月6日(水)午前9時～午後3時  
町健康管理センター

6月20日(水)午前9時～午後3時  
和知保健センター

【問】保健福祉課 82-1800  
FAX 82-2529  
瑞穂地域保健福祉室 86-1800  
FAX 86-1233  
和知地域保健福祉室 84-0049  
FAX 84-2179  
障害者生活支援センターこひつじ  
62-3364  
FAX 62-3382

### 各種相談会のご案内

京都府園部総合庁舎で開かれている各種相談会についてご案内します。

会場 京都府園部総合庁舎  
(南丹市園部町小山東町藤ノ木21)

#### 【無料法律相談】

開催日 6月18日(月)  
相談時間 午後1時30分～4時30分  
※ 相談日の前週の金曜日の午前9時から電話受付(先着順8人まで)

#### 【交通事故相談】

開催日 6月19日(火)  
相談時間 午前9時～11時30分  
午後1時～4時

#### 【人権特設相談】

開催日 6月7日(木)  
相談時間 午後1時～4時

#### 【消費生活相談】

開催日 6月8日(金)・22日(金)  
相談時間 午前11時～正午  
午後1時～3時

【問】南丹広域振興局園部地域総務室  
62-0360

## スポーツ・体験

### カヌー体験スクール「海ぼうず」

【親子海ぼうず】定員20人

日時 7月15日(日)～16日(祝)  
会場 府立青少年海洋センター  
対象 府内在住の小学5・6年生と保護者  
参加費 小学生4,700円 保護者7,300円  
内容 カヌー漕艇

※ 7月4日(水)～11日(水)までに次へ電話でご連絡ください。

【海ぼうず】定員20人

日時 8月21日(火)～23日(木)  
会場 府立青少年海洋センター  
対象 府内在住の小学5・6年生  
参加費 7,700円  
内容 カヌー漕艇

※ 7月4日(水)～25日(水)までに次へ電話でご連絡ください。

【問】府立青少年海洋センター(マリーニピア)  
(〒626-0068宮津市田井)  
電話 0772-22-0501

### 小学生～高校生のための 夏休み海外派遣の参加者募集

財団法人国際青少年研修協会では、夏休み海外派遣事業の参加者を募集しています。体験を通じてお互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施しています。

内容 ホームステイ、学校体験など  
派遣先 アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、中国など10カ国

対象 小学3年～高校3年生  
参加費 16.5～49.8万円(共通経費は別途)  
締め切り 6月上旬～中旬(事業により異なります。)

【問】財団法人国際青少年研修協会  
(〒160-0004東京都新宿区四谷2-11)  
電話 03-3359-8421

## 各種試験・求人

### 国家公務員・中途採用者 選考試験のご案内

#### 試験日程A

行政事務、税務、機械、土木、林業の各区分

#### 試験日程B

皇室護衛官、刑務官、入国警備官の各区分

#### 受験資格

昭和42年4月2日生～昭和53年4月1日生

採用予定数 全区分合計で100人程度

採用予定日 おおむね平成20年4月1日

受付期間 6月26日(火)～7月3日(火)

試験日程(第1ステージ)

9月9日(日)教養試験、適正試験ほか

【問】人事院近畿事務局第二課

(大阪市福島区福島1-1-60)

電話 06-4796-2191

### 求人情報

#### ■サンワ化工(株)瑞穂工場(大朴西道の下1)

【職種】自動車用組み電線製造

【募集内容】パート

【勤務】会社カレンダーによる(週4～5日)

【勤務時間】9:05～16:00

※ その他委細は面談にて

電話 86-0510(担当・海透(かいとう))

このコーナーは、町の雇用対策の一環として町内事業所などから情報提供があったものを掲載しています

## 文化

### 伝統芸能常設館 定期公演のご案内

道の駅「和」道路情報センター「伝統芸能常設館」の定期公演(6・7月)についてご案内します。

6月23日(土)

【出演者】和知人形浄瑠璃保存会、小畑万歳保存会、あじさい会、柳姿会、京丹波吹奏団

【展示】樋口全子・パッチワーク展

7月28日(土)

【出演者】文七踊り保存会、大正琴同好会、邦楽同好会、つぐみ会、さなえ会、京丹波吹奏団

【展示】和久田治野・洋画展

【問】道の駅「和」道路情報センター 84-1522

# 6月の健康カレンダー

【注】  
「〇〇〇セ」は「〇〇〇センター」の略

日 (Sun)	月 (Mon)	火 (Tue)	水 (Wed)	木 (Thu)	金 (Fri)	土 (Sat)								
					1	2								
3	献血 10:00～町中央公民館	4	5	シルバートレーニング教室 13:30～町健康管理セ エアロビクスダンス教室 19:30～町健康管理セ	6	7	8	9	献血 9:30～クロイ電機丹波工場 健康器具使用講習会 19:30～町健康管理セ	ずくずく相談 9:30～町健康管理セ				
10	11	12	なかよし広場 10:00～町健康管理セ	13	14	15	16							
17	18	たんぼぼ広場 9:30～町健康管理セ 1歳9～10カ月児健診 13:00～瑞穂保健福祉セ	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	健診結果返し 9:30～三ノ宮・戸津川 10:15～賀志 13:30～西河内 14:45～上乙見	健診結果返し 9:30～町健康管理セ 3～4カ月児健診 13:00～瑞穂保健福祉セ	健診結果返し 9:30～妙楽寺 10:45～猪鼻 13:30～長瀬・篠原 14:45～塩谷・下乙見 いちご相談 9:30～町健康管理セ なかよし広場 10:00～町健康管理セ	健診結果返し 9:30～実勢 13:30～中山 14:45～大倉	健診結果返し 9:30～大道 13:30～仏主・下栗野 14:45～上栗野・細谷 乳児相談 10:00～町健康管理セ ばばま教室 13:30～町健康管理セ	健診結果返し 9:00～和田 10:45～大朴 13:30～小野・長谷 14:15～八田・井尻 ベビーマッサージ教室 10:00～町健康管理セ								

## 子育て

### 丹波 子育て支援センター

- ◇6月のセンター開放日  
センタールームでお子さんと遊んだり、和やかに交流したりして過ごせます。  
毎週火・木曜日、午前10時～午後4時  
場所／町生涯学習センター
- ◇6月のたんぼぼ広場  
6月15日(金)須知高校の動物と遊びましょう  
午前10時～11時30分 場所／須知高農場  
※ 雨天は20日(水)。申し込み不要です。各自で現地集合してください。
- ◇抱っこで絵本  
6月29日(金)午前10時～11時30分  
場所／町中央公民館図書室
- 【問】上豊田保育所 82-2056

### 6月のごみ収集日

	ビニール類		ペットボトル 紙パック 段ボール	せともの類 ビン類 ガラス類	家電類 スチール類	アルミ類	有害ごみ	粗大ごみ
丹波地区1	14日 (木)	28日 (木)	20日 (水)	13日 (水)	11日 (月)	25日 (月)		
丹波地区2	11日 (月)	29日 (金)	27日 (水)	14日 (木)	13日 (水)	26日 (火)		
瑞穂地区	14日 (木)	28日 (木)	20日 (水)	6日 (水)	1日 (金)	29日 (金)		
和知地区	11日 (月)	29日 (金)	27日 (水)	4日 (月)	15日 (金)	19日 (火)		

### 和知 子育て支援センター

- ◇6月のちびっ子広場  
場所／和知ふれあいセンター第1・2研修室  
午前10時～11時30分  
6月12日(火)みゅーずさんとあそぼう  
6月22日(金)リサイクルおもちゃ作り
- ◇6月のちびっ子の集い  
場所／和知ふれあいセンター第3研修室  
毎週火・木曜日、午前10時～11時30分
- ◇わちエンジェル開放日  
6月21日(木)午前10時～午後1時
- ◇わちエンジェル園庭開放日  
毎週土曜日午前9時半～11時
- ◇子育て相談  
電話相談84-1920(わちエンジェル)  
午前9時～午後5時(月～金)
- 【問】わちエンジェル 84-1920

### 瑞穂 子育て支援センター

- ◇6月のトルはいくえん 午前10時～正午  
6月8日(金)いっしょに遊ぼう  
場所／三ノ宮農村公園  
6月22日(金)お楽しみ会  
場所／松山公民館
- ◇6月のわいわいミーティング  
子育て中の皆さんの集いです。  
6月13日(水)午前10時～正午  
場所／瑞穂保健福祉センター
- ◇あおぞら広場(プレイスペース開放日)  
毎週月・水曜日(祝日を除く)  
午前9時30分～午後3時30分  
場所／瑞穂保健福祉センター  
※ 育児相談も受け付けています。
- ◇にじふうせん  
親子でおもちゃを作ったりして過ごします。  
毎週木曜日(祝日やリトルはいくえん開催日を除く)  
午前9時30分～正午  
場所／瑞穂保健福祉センター
- ◇松山保育所園庭開放日  
月2回(火曜日)午前9時～11時  
【問】松山保育所 86-0574

### 「人権擁護委員の日」 特設相談所を開設

人権擁護委員法の施行日である6月1日は「人権擁護委員の日」です。この一環として京都地方法務局園部支局では、次のとおり人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。  
開設日 6月1日(金)午前9時～午後5時  
場 所 京都地方法務局園部支局  
【問】京都地方法務局園部支局  
電話62-0208